

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
病院内保育所施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。</p> <p>基準面積 = 収容定員 × 5m² (ただし、30人を限度とする。)</p> <p>注) 1 過去に同一の事業について補助を受け、現に使用している時は基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。</p>	<p>病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>	病院の開設者 (ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。)	1/3
看護師勤務環境改善施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。</p> <p>基準面積 1 看護単位につき 50m² ナースコールを更新付設する場合は、1m²当たり 114,200円を加算する。 注1) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 注2) 病院全体に関わる特定の目的のための整備内容は、1看護単位と同様とみなす。</p>	<p>看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>看護師詰め所 処置室 症例等検討会議室等</p> <p>ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。</p> <p>(1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>	病院の開設者 (ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。)	1/3